

医療費が高額になったら

老人保健

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、老人保健から払い戻しを受けることができず、保険の適用を受けない診療や差額ベッド代などは対象外です。限度額については左表のとおり区分されています。計算方法は、同じ月内のすべての自己負担分を合算し、入院または外来の限度額を超えた分が支給されず。

高額医療費が支給される人には、受診月の2、3カ月後に申請の案内を送付しています。通知が届いた人は早めに保険年金課で手続きをしてください。また、市民税非課税に該当する人は、限度額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

老人医療受給者の自己負担限度額(1カ月)

負担区分	外来【個人】	外来+入院【世帯ごと】
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の1% (過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合、4回目以降の限度額は40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

- 低所得者とは、世帯員全員が市民税非課税
- 低所得者とは、世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

老人医療受給者に差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています。ただし、本人の所得制限があります。助成限度額：1日1,000円を上限として年度内30日まで申請期限。差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年お医者さんにかかるときは健康保険証と老人医療受給者証、健康手帳を医療機関の窓口提出してください。

お願い
健康保険証が変わったときは、病院へ行く前に必ず新しい保険証を持って保険年金課で変更の届け出をしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 2015470へ。

固定資産の縦覧および閲覧

4月3日から

資産税課で

平成18年度の土地価格等縦覧簿および家屋価格等縦覧簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次のとおり行います。

希望する人は、運転免許証や健康保険証など、本人確認できるものを持参してください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、書面をもって固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

固定資産の縦覧および閲覧

	縦覧	閲覧
期間	4月3日(月)～5月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	4月3日(月)以降通年 (土・日曜日、祝日を除く)
時間	午前8時30分～午後5時	
内容	土地・家屋等縦覧簿で、自分の土地や家屋の価格とほかの土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか判断できます	自分の土地や家屋について、固定資産課税台帳に記載された部分を確認することができます。借地人・借家人なども使用または収益の対象となる部分(対価が支払われるものに限る)の閲覧ができます
対象者	納税者本人、納税者の委任状を持参した人、納税管理人	所有者本人、所有者の委任状を持参した人、納税管理人、借地・借家人(賃貸借契約書持参)

くわしくは資産税課 ☎ 201514へ。

成田地区のごみ

4月1日から

一部で収集日に変更に

4月1日(土)から成田 地区および成田 地区のごみ収集日が変わります。

収集時間は変わりませんので、

収集日の午前8時30分までにごみ集積所に出してください。

ごみの収集日変更になる地区

地区	ごみの種類			
	燃やせるごみ	ビニール・プラスチック類	ビ・カン・ガラス	金物・陶磁器類有害ごみ
成田	火・金	木	1・3水	2・4水
成田	火・金	月	1・3木	2・4木



くわしくはクリーン推進課 ☎ 201530へ。

原動機付自転車・小型特殊自動車

新デザインの

ナンバーになります

合併に伴い

3月27日(月)

から新規登録

する原動機付

自転車、小型

特殊自動車

(トラクター

やフォークリ

フトなど)の

ナンバープレ

ートが変わります。

今までの成田市、下総町、大栄

町のナンバープレートはそのまま

使用できます。



くわしくは税務課 ☎20・1513 ()

交通事故抑止

17年の死亡者は12人

そのうち高齢者は6人

交通事故に遭わないために

〜特に高齢者の人へ〜

自宅近くでの歩行中や自転車乗

車中に事故に遭っている人が多

く、夕暮れ時に多発しています。

次のことに気を付けましょう。

○目立つ服装

にしましよ

う。反射材

などを活用

しドライバ

ーから見え

やすくする

工夫をしま

しょう

○横断歩道を

渡りましよ

う。少し速

回りでも横

断歩道を利用しましょう

○安全確認は十分に、道路を横断

するときは必ず止まって左右の

安全確認をしましょう

安全確認をしましょう

大切な人のために

飲酒運転はやめましょう

悪質交通違反(飲酒・無免許)の

検挙は、全取り締まり件数の17%

あり、重大事故に直結しています。

○運転者「飲んだら乗らない、

乗るなら飲まない」を徹底する

○飲食店、車で来たお客には、酒

類を提供しない

○家庭・職場、飲酒運転を、しな

い・させない」ことを徹底する

くわしくは成田警察署交通課 ☎

27・0110、内線4100()へ。

千葉県市町村交通災害共済

一般会員随時加入

申し込みができます

4月1日から千葉県市町村交通

災害共済制度の一般会員随時加入

の申し込みができます。

交通災害共済制度とは

県市町村総合事務組合と市町村

が運営主体となり、共済加入者が

交通事故により被災した場合に、

見舞金を支給する共済制度です。

会員の資格

次のいずれかに該当する人が会

員になることができます。

○組合を組織する市町村(以下、市

町村)というの住民基本台帳に

記載され、または外国人登録を

している人

○市町村の住民基本台帳に記載さ

れている人または外国人登録を

している人の扶養を受けている

人(東京に下宿している学生な

ど)

○市町村の職員および同居の親族

共済期間および会費

一般会員随時加入

受付期間＝4月1日～8月31日

共済期間＝加入申し込みをした

日の翌日から8月31日まで(平

成19年度以降の共済期間は9月

1日～翌年の8月31日まで)

会費＝通常は年間700円(随

時加入は、左表のとおり)

加入申込日の翌月	会費
4月	300円
5月	200円
6月	200円
7月	100円
8月	100円

見舞金の種類と金額

傷害見舞金	けがをした場合、治療実日数に応じて支給	2万円 ～ 50万円
死亡見舞金	死亡した場合	150万円
身障見舞金	一定の障がいが残った場合	50万円
遺児見舞金	死亡者に遺児がいた場合	10万円

対象となる交通事故

車両(自動車・オートバイ・自

転車など)の交通による事故で、

自動車安全運転センターから交

通事故証明書(原則として人身

事故扱いとされたもの)が発行

されたもの

電車などの運行による事故で、

警察署が証明したものをまたは駅

長など現場の責任を有する者が

事故の事実を証明したもの

車両の交通による事故)の場

合を除く)で、自賠責保険(共

済)が支払われたもの(見舞金の

最高限度額3万円)

日本国内の事故に限る

(注)交通事故証明書などが得られ

ない場合は、原則として見舞

金給付を受けられません

申し込み先

○交通防犯課(市役所4階・☎20・

1527)。合併後は下総・大

栄両支所でも申し込みができま

す。

くわしくは交通防犯課へ。

し尿のくみ取り

引っ越しの際は

早めに連絡を

定期的にし尿のくみ取りを行っ

ている家庭で、引っ越しなどで最

後のくみ取りとなる場合や、くみ

取りの必要がなくなった場合には

早めに環境衛生課へ連絡してくだ

さい。

くわしくは同課 ☎20・1531 ()

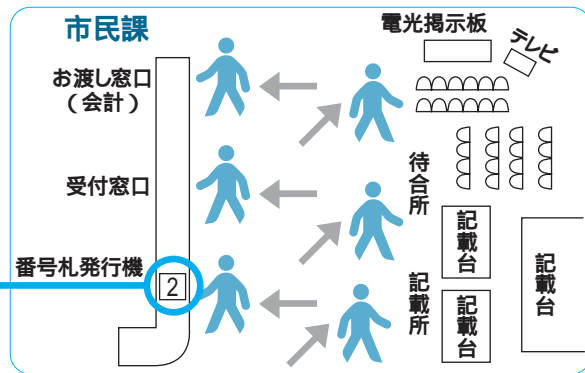
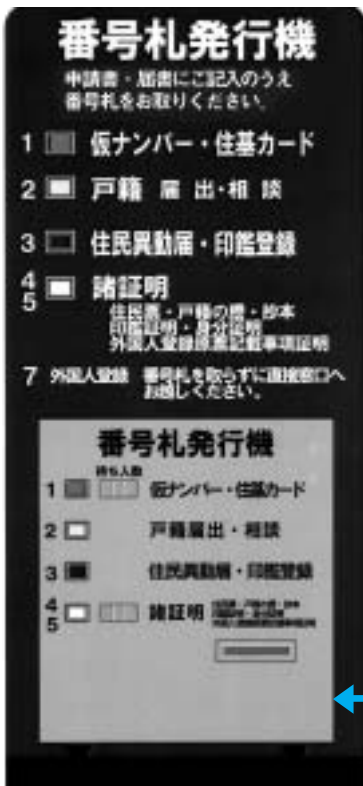
番号札発行機 で効率よく!

市民課では住民票などの発行をスムーズに行うために、受付順ごとに整理券を発行していますが、3月から、番号札を種別に分けることにしました。

これは時間のかからない証明書の発行業務と、時間を必要とする業務を分けることで、窓口の混雑解消を図るものです。

受け付けは 番号札の番号順です

- 市民課で手続きが必要な人は、申請書に記入の上、番号札を取り取ってお待ちください。窓口では番号札の順にお呼びします。
- 手続きの流れは次のとおりです。記載所で申請書に記入してください
- 記入方法について分からないときは案内係の職員にお尋ねください。
- 番号札をお取りください
- 申請書を記入してから番号札をお取りください。
- 待合所でお待ちください
- 受付窓口に番号が表示されます
- 申請書と番号札を提出して引換券をお受け取りください。
- 引換券の番号が表示されます
- 証明書などが出来上がると引換券の番号が一致すると引換



券順不同の番号が電光掲示板に表示されます。
お渡し窓口で書類をお受け取りください
くわしくは市民課 ☎ 20・1525

監査結果の公表

平成17年度に実施した定期監査結果(学校監査)の概要を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 野中憲男
岩澤貞男

【学校監査】

期日＝平成17年10月13日・14日・17日・18日

場所＝各学校

対象＝吾妻、公津、玉造、平成、八生、久住第一、久住第二、中郷、成田、神宮寺の各学校および成田、玉造、西久住の各中学校

方法
学校配出予算の執行状況および施設などの管理について諸帳簿類を調査し、関係者から説明を受けて実施

結果
予算の執行については、経理事務はおおむね適正に処理されていると認められました。

施設の管理については、適切な維持管理に努力されていますが、定期的に点検を行うとともに経年による施設の損耗、機能低下も発生するので、適切な管理計画のもとに今後とも教育環境の整備に万全を期されたい。

また、各学校とも、教育計画の中で教育目標、経営の基本方針が明確に確立され、それに

沿って効率的運営が行われています。

近年の社会情勢から、学校の安全管理について社会、保護者の関心が高まっている中、危機管理に対する備えが極めて重要であります。学校施設の運営、職員の研修、児童・生徒の危機対応力の向上など、多方面にわたる総合的な配慮がなされ学校の安全が図られるよう要望します。

また、本市は、少人数学習推進教員、外国人英語講師、学校図書館司書の配置などに独自の教育施策を進め、学力の向上に取り組んでいるところであります。この恵まれた教育環境を十分に活用し、いっそうの学力向上が図られるよう期待します。



外国人講師による授業

くわしくは監査委員事務局
(☎20・1572)へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民相談 行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 法律相談4月分の予約は3月29日(水)から受け付けます。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	3月28日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	3月28日(火)	10:00～12:00	市役所2階202会議室	
税務相談	3月28日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	3月23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	3月18日(土)	13:00～16:00	保健福祉館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター(予約制)	3月22日(水)	10:00～15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	3月15日(水)	18:00～20:30	中央公民館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	4月5日(水)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	4月4日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3月16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	3月27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	4月4日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいる一む21	教育相談室☎20-1414